

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成30年4月19日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 坂 克人

1 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

H30-34 国営沖縄記念公園運営維持管理業務 1式 (電子入札対象案件)

(2) 調達件名の特質等 入札説明書及びH30-34 国営沖縄記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 (以下「実施要項」という。)による。

(3) 履行期間 平成31年2月1日から平成35年1月31日まで

(4) 履行場所 沖縄県国頭郡本部町、沖縄県那覇市 国営沖縄記念公園

(5) 入札方法 上記(1)の件名を入札に付する。本業務の入札は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札として実施する。落札決定にあたっては、総合評価落札方式(加算方式)をもって行うので、総合評価のための本事業実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類(以下「企画書」という。)、競争参加資格確認申請書等(以下「申請書等」という。)を提出すること。入札書に記載する金額は、本業務に要する一切の諸経費(収益施設等管理運営業務に要する費用は含まない)を含めた金額の総価を記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 電子調達システムの利用 本案件は入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に変えることができる。

2 競争参加資格

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。

- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、A、B、C 又は D 等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 60 年 8 月 6 日付け総会計第 642 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) (14) に示す業務実績があること。詳細は入札説明書及び実施要項（以下「入札説明書等」という）による。
- (8) 本業務に従事する者は、(15) に示す業務実績等があること。
- (9) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じの一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を

執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 競争の公平性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。

(11) 沖縄総合事務局開発建設部建設コンサルタント業務審査委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。

(12) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。

(13) 国営沖縄記念公園事務所で平成 29 年度発注「平成 29 年度 国営沖縄記念公園運営維持管理方針等策定業務」及び平成 29 年度発注「平成 29 年度 公園利用実態調査業務」の受注者でないこと。

(14) 国営沖縄記念公園事務所で平成 29 年度に実施の「平成 29 年度 公園利用実態調査業務」に参加している者及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

なお、「業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいい、「資本面・人事面で関係がある」とは実施要項 3.1.f)①・②に該当することをいう。

(15) 企業の業務実績に関する要件 実施要項 1. 2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて実施要項 3. 2. に示す「表 7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとする。

(16) 配置予定者の業務実績等に関する要件 実施要項 1. 2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて実施要項 3. 3. に示す「表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとする。

(17) 共同体での入札について 本業務は、実施要項 3. 2. で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、動物管理業務、収益施設等管理運営業務を包括的に管理すること。

- 1) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
 - ①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
 - ②企画運営管理業務
 - ③施設・設備維持管理業務
 - ④植物管理業務
 - ⑤収益施設等管理運営業務
- 2) 入札参加者は、共同体として参加する場合、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年4月19日付け沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から本業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であることとする。
- 3) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記1) ①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業とする。
- 4) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書等の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、沖縄総合事務局開発建設部長はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- 5) 共同体の代表企業及び構成員は、上記（1）から（16）の全ての要件を満たすこと。
- 6) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書等と併せて提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

総務省電子調達システム（G E P S） <https://www.geps.go.jp/>

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係 電話 098-866-0031（内線）2528

(2) 紙入札方式による入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

(1) の問い合わせ先に同じ

希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 入札説明書の交付期間

平成30年4月19日（木）から平成30年10月18日（木）までの土曜日、日

曜日及び祝日を除く毎日9時00分～17時15分まで。

- (4) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の提出期限
平成30年6月20日(水)17時15分
郵送(書留郵便に限る。)の場合は上記まで必着すること。
- (5) 電子調達システム及び紙入札方式による企画書及び収益施設運営計画書の提出期限及び方法
 - ①提出期限:平成30年8月15日(水)17時15分
 - ②提出方法:持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)による。
- (6) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書の提出期限
平成30年10月18日(木)17時15分
郵送(書留郵便に限る。)の場合は上記まで必着すること。
- (1) 開札の日時及び場所
平成30年10月19日(金)10時00分
沖縄総合事務局開発建設部入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の提出期限までに申請書等を上記3(1)に示すURLに提出しなければならない。
 - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、必所定の提出期限までに申請書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な申請書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 企画書に関するヒアリング 提出された企画書について以下のとおりヒアリングを実施する。
 - ①実施予定日:平成30年8月27日(月)
(予備日:平成30年8月28日(火))
 - ②実施時間:別途通知する。
 - ③実施場所:沖縄総合事務局開発建設部 建設産業・地方整備課(住所は上記3(1)に同じ。)
- (5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及びその他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効

とする。

また、予め限定した I C カード以外を使用した場合、入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であつて、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) 手続における交渉の有無 無

(9) 詳細は入札説明書による。